

令和 6 年度

償却資産（固定資産税）申告の手引き

提出期限：令和 6 年 1 月 31 日（水）

期限間近は窓口が大変混み合いますので、令和 6 年 1 月 15 日（月）までに
申告書をご提出くださいますよう、ご協力をお願いします。

〈 目 次 〉

I	償却資産の申告について	2
II	申告書等の記入方法	7
III	評価と課税について	14
IV	申告についての Q & A	15
V	申告書の提出及び問合せ	16

豊岡市では、地方税共同機構が運営する地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）を利用し、インターネットによる償却資産（固定資産税）の電子申告の受付を行っています。
詳しくは、豊岡市ホームページ、eLTAX ホームページをご覧ください。

豊岡市ホームページ	https://www.city.toyooka.lg.jp
eLTAX ホームページ	https://www.eltax.lta.go.jp

正当な事由なく申告されない場合には、地方税法第 386 条及び豊岡市市税条例第 75 条の規定により過料が科せられることがありますので、期限までに必ず申告してください。

また、虚偽の申告をされた場合、地方税法第 385 条の規定により 1 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金が科せられることがありますので、ご注意ください。



I 償却資産の申告について

1. 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。

地方税法第 383 条の規定により、毎年 1 月 1 日現在、事業に使用することができる償却資産を所有している方は、償却資産が所在する市町村に申告をしていただく必要があります。

また、次の方も申告が必要です。

- ① 償却資産を他者に貸している方
- ② 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は原則として買主の方
- ③ 償却資産の所有者が分からない場合は、使用されている方
- ④ 償却資産を共有で所有されている方（各々の持分に応じて個々に申告されるのではなく、共有者全員の連名で申告していただくことになります。）

※ 償却資産を所有されていない方は「該当資産なし」として申告をお願いします。

また、廃業・移転・合併等で全ての資産が減少した方も、減少の申告をお願いします。

2. 申告の必要がある資産

令和 6 年 1 月 1 日現在において、事業の用に供することができる資産で、次の①～⑨のいずれかに該当するものは申告が必要です。

- ① 税務会計上で減価償却の対象としている資産
- ② 福利厚生のために供するもの（社宅・宿舍・寮等の構築物、器具・備品等）
- ③ 建設仮勘定で経理されている資産
- ④ 簿外資産（会社の帳簿に記載はないが、減価償却の対象とすることができる資産）
- ⑤ 償却済資産（税務会計上、減価償却を終了し、残存価額のみ帳簿計上されている資産）
- ⑥ 遊休資産のうち、いつでも稼働できる状態にある資産
- ⑦ 未稼働資産（まだ稼働していないが、すでに完成している資産）
- ⑧ 改良費（資本的支出：新たな資産の取得とみなし、本体と独立して取扱います）
- ⑨ 精算中の法人が所有する償却資産のうち、その法人が自ら精算事務の用に供しているもの及び他の事業者が事業用資産として貸し付けているもの

3. 申告の必要がない資産

次の資産は、償却資産の課税対象とならないので申告の必要はありません。

- ① 自動車税（種別割）・軽自動車税（種別割）の課税対象となるべきもの
- ② 無形減価償却資産（特許権、電話加入権、商標権、ソフトウェア等）
- ③ 繰延資産（開業費、試験研究費等）
- ④ 棚卸資産（貯蔵品、商品等）
- ⑤ 美術品等（時の経過によりその価値が減少したことが明らかなもの）
- ⑥ 牛・馬・果樹その他生物（観賞用・興行用等のものは申告対象です）

4. 償却資産の種類と具体例

資産の種類		対象となる主な償却資産の例
1	構築物	舗装路面、外構工事、広告塔、門・塀、庭園、緑化施設、受変電設備、自家発電設備、内部造作、屋外給排水設備 等
2	機械及び装置	各種製造機械、機械式駐車設備、太陽光発電設備 等
3	船舶	ボート、漁船、貨客船、工作船、水中翼船 等
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー 等
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車（分類番号「0、00～09及び000～099」、「9、90～99及び900～999の車両」）、リヤカー、自転車 等
6	工具・器具及び備品	パソコン、LAN設備、エアコン、レジスター、陳列ケース、医療用機器、理容・美容器具、厨房機器、冷蔵庫、応接セット、看板、ネオンサイン、自動販売機 等

5. 建築設備の家屋と償却資産との区分

建築設備とは、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等、家屋と構造上一体となって家屋の効用を高める設備をいいます。固定資産税における取扱いでは、「家屋」と「償却資産」を区分して評価しています。上記のような設備は基本的に「家屋」として評価するため、償却資産の申告は不要です。

ただし、貸しビル等を借り受けて事業をされている方（テナント）が、自らの事業の用に供するために取り付けた建築設備や内装工事及び建具、配線・配管等は、テナントが償却資産として申告してください。

また、家屋と設備の所有者が同一の場合でも、以下のものは償却資産として評価します。

- ・独立した機械及び装置等としての性格の強いもの（例：受変電設備）
- ・特定の生産又は業務の用に供されるもの（例：工場の動力源である電気設備）
- ・取り外しが容易で別の場所に自在に移動できるもの（例：ルームエアコン、簡易間仕切り）
- ・顧客に対するサービス設備としての性格が強いもの（例：飲食店の厨房設備）

6. リース資産の取扱い

リース資産は、その契約の内容により、貸主（リース会社等）が申告する場合と、借主（資産を借りて事業を行っている方）が申告する場合があります。

リース契約の内容	資産を貸している方	資産を借りている方
通常の賃貸借契約によるリース資産	申告	×
売買にあたるようなリース資産（※）	×	申告

※リース期間終了後、借主に所有権が移転する場合、地方税法第342条第3項の規定により、貸主と借主の共有資産とみなされます。この場合、社会通念上、借主に申告していただきます。

7. 自動車等について

償却資産の申告対象となる車両は、大型特殊自動車のみです。自動車税（種別割）・軽自動車税（種別割）の課税対象となるものは、償却資産の対象外となります。

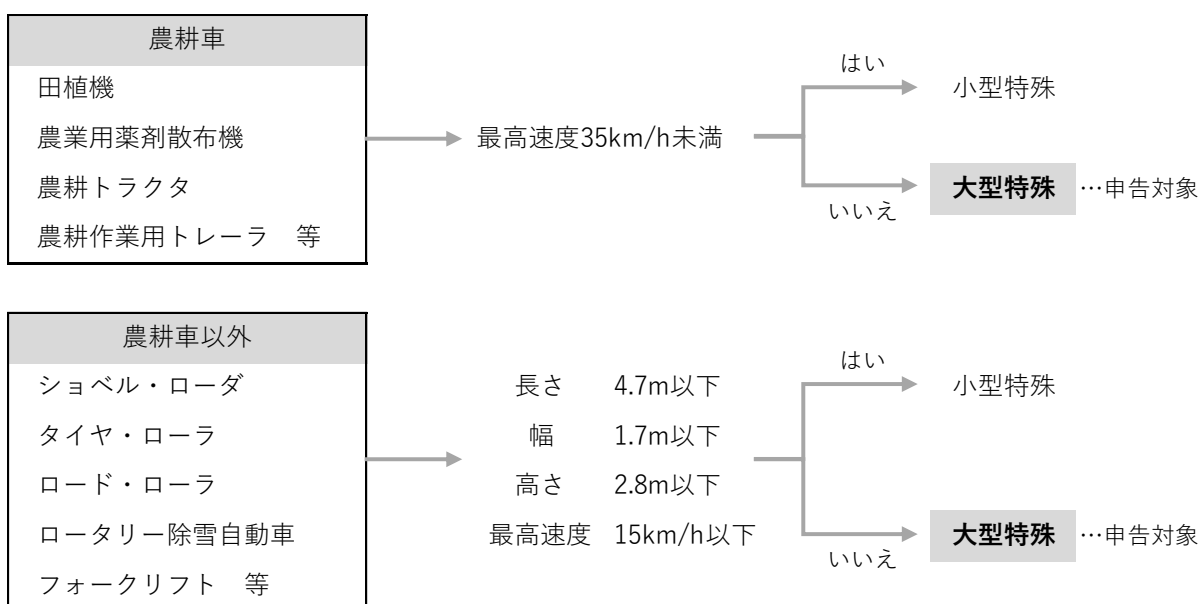
また、令和元年12月25日付け国土交通省告示第946号により、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1大型特殊自動車の項第1号ロに掲げる「国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車」に農耕作業用トレーラが指定されたことに伴い、同表中小型特殊自動車の項第2号に該当する農耕作業用トレーラについては、これまで償却資産として固定資産税の課税対象であったものが、軽自動車税（種別割）の課税対象となることとなりました。

下図を参考に、所有されている車両について確認をお願いします。なお、すでに申告いただいている資産が償却資産の対象外であった場合は、減少の申告をしてください。

◇車両の分類と対象税目

車両の分類		対象税目
普通自動車		自動車税（種別割）
小型自動車	二輪以外	
	二輪	軽自動車税（種別割）
軽自動車、原動機付自転車、小型特殊自動車		
大型特殊自動車 ※分類番号「0、00～09、000～099」 「9、90～99、900～999」の車両		固定資産税（償却資産）

◇小型特殊自動車と大型特殊自動車の違い



※手押しの田植機・耕運機・管理機・播種機や手押しの除雪機は、償却資産の対象です。

8. 少額の減価償却資産の取扱い

取得価格が同じでも、償却資産（固定資産税）の申告が必要かどうかについては、会計処理（償却方法）の選択によって異なります。

取得価格 償却方法		10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
		個別減価償却	個人	申告対象外	申告対象
	法人	申告対象			
一時損金算入（※1）		申告対象外			
3年一括償却（※2）		申告対象外			
リース資産（※3）		申告対象外		申告対象	
中小企業特例（※4）		申告対象			

※1 法人税法施行令第133条又は所得税法施行令第138条

※2 法人税法施行令第133条の2第1項又は所得税法施行令第139条第1項

※3 法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項

※4 中小企業者の少額資産特例（租税特別措置法第28条の2、第67条の5）

9. 国税との主な違い

国税と地方税では、申告の際、取扱いの異なる点がありますのでご注意ください。

項目	国税の取扱い (法人税・所得税)	地方税の取扱い (固定資産税)
償却計算の基準日	事業年度（決算期日）	賦課期日（1月1日）
減価償却の方法	定額法、定率法の選択制 ※定率法選択の場合 〈平成19年3月31日以前取得〉 「旧定率法」を適用 〈平成19年4月1日～ 平成24年3月31日取得〉 「定率法（250%定率法）」を適用 〈平成24年4月1日以降取得〉 「定率法（200%定率法）」を適用	固定資産税定率法のみ ※減価率は、固定資産評価基準別表 第15「耐用年数に応ずる減価償却表」 に規定 ※法人税法等の「旧定率法」で使用 する減価率と同様
前年中の新規取得資産の償却方法	月割償却	半年償却（1/2）
圧縮記帳制度の適用	認められます	認められません
租税特別措置法の適用 (特別償却・割増償却制度等)	認められます	認められません
増加償却（所得税・法人税）（※）	認められます	認められます
耐用年数の短縮（※）	認められます	認められます
評価額の最低限度	備忘価額（1円）	取得価額の5%

※増加償却又は耐用年数の短縮を適用した償却資産がある場合には、別途添付書類が必要です。

10. 課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法第 349 条の 3 及び同法附則第 15 条、第 15 条の 2 及び第 15 条の 3 の規定により、一定の要件を備える償却資産については、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。

特例についての詳細は、税務課資産税係へお問合せください。

11. 非課税となる償却資産

地方税法に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税となります。

非課税となる要件など詳細については、税務課資産税係へお問合せください。

12. 適正かつ公平な課税に向けて

申告書受付後、申告の内容を確認するために、本市では地方税法第 354 条の 2 に基づく所得税又は法人税に関する書類の閲覧、地方税法第 353 条及び第 408 条に基づく実地調査を行っています。文書によりお尋ね等を行った場合には、ご協力をお願いします。

なお、調査に伴い、申告漏れ等がある場合には、修正申告をお願いします。その場合の課税は資産の取得年次に応じて遡及することになります（ただし、地方税法第 17 条の 5 第 5 項の規定により、最大 5 年を限度とします）ので、あらかじめご承知おきください。

13. 業種別償却資産の具体例

業種	資産の名称
共通	パソコン、プリンター、LAN設備、エアコン、応接セット、レジスター、受変電設備、看板、ネオンサイン、広告塔、舗装路面、外灯、内部造作 等
飲食業	テーブル、椅子、厨房用品、冷凍冷蔵庫、室内装飾品、放送設備 等
理・美容業	理・美容椅子、給湯器・洗面設備、消毒滅菌機、サインポール 等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス、ミシン、ボイラー 等
ホテル・旅館業	ベッド、エアコン、厨房設備、洗濯設備、音響設備、自動販売機 等
医療・薬局業	医療機器、調剤機器、歯科診療用ユニット、手術台 等
小売業	ショーケース、陳列ケース、冷凍冷蔵庫、照明設備 等
ガソリン給油業	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防壁、地下タンク 等
自動車修理業	コンプレッサー、溶接機、コンデンサー、各種工具 等
金属加工業	旋盤、プレス、ボール盤、ベルトコンベア、各種工具 等
建設業	大型特殊自動車（ブルドーザー、パワーショベル等）、発電機 等
不動産賃貸業	給排水引込工事、アスファルト舗装、側溝、植栽工事、フェンス、駐輪場 等
娯楽業	パチンコ台、スロット台、ゲーム機、両替機、カラオケ機器 等
印刷業	各種製版機、印刷機、裁断機、製本設備 等
農業	籾摺機、精米機、乾燥機、手押し田植機・耕運機・管理機・播種機、果樹棚、きのこ栽培用ほだ木、農業用構築物 等

II 申告書等の記入方法

1. 申告に必要な書類

◇初めて申告される方

提出書類 申告区分	申告書	種類別明細書		留意点
		増加資産・ 全資産用	減少資産用	
資産あり	○	○	×	種類別明細書に全資産を記入する。
資産なし	○	×	×	申告書「18備考欄」の「2. 該当資産なし」に○を付ける。

◇前年度以前に申告された方

提出書類 申告区分	申告書	種類別明細書		留意点
		増加資産・ 全資産用	減少資産用	
増減なし	○	×	×	申告書「18備考欄」の「1. 増減なし」に○を付ける。
資産なし	○	×	×	申告書「18備考欄」の「2. 該当資産なし」に○を付ける。
増加あり	○	○	×	種類別明細書（増加資産用）に前年中に増加した資産を記入する。
減少あり	○	×	○	種類別明細書（減少資産用）に前年中に減少した資産を記入する。
増加・減少 あり	○	○	○	前年中に増加した資産は種類別明細書（増加資産用）に、 減少した資産は種類別明細書（減少資産用）にそれぞれ記入する。
廃業・解散	○	×	×	申告書「18備考欄」の「3. 解散・廃業」に○を付け、その年月日 を記入する。
電子申告	○	○	○	eLTAX（地方税ポータルシステム）の所定の手続きにしたがって 申告データを送信する。

※非課税又は課税標準の特例等の対象となる資産を新たに取得された方は、資格を証明する書類を添付してください。

※控えの返送を希望される場合は、申告様式のコピーをご用意いただき、返信用封筒（切手貼付・宛先記入）を同封してください。同封のない場合には返送いたしかねますのでご了承ください。

2. 個人番号・法人番号の記入について

8～9ページをご参照の上、ご記入ください。個人番号が記入された申告書を提出いただく際には、マイナンバー法に定める本人確認（番号確認及び身元確認）を実施いたします。下記以外の本人確認資料や、代理人が提出する場合の資料については、市ホームページに掲載しています。郵送による提出の場合は、資料の写しを添付してください。

なお、個人番号・法人番号の記載がない場合でも、申告書は有効なものとして受理いたします。

	番号確認資料	身元確認資料
A	裏面の個人番号	個人番号カード 表面の住所・氏名・顔写真等
B	通知カード（※） または 住民票 （番号付き）	運転免許証 または パスポート 顔写真が表示されているものが困難な場合は 各種保険証や年金手帳などの身分証明書から2種類

（※）通知カードに記載された氏名、住所等が住民票の記載事項と一致する場合に限り使用できます。

3. 償却資産申告書

〈2 氏名〉

個人：氏名・ふりがなを記入してください。
 法人：名称及び代表者の氏名・ふりがなを記入してください。
 屋号があれば記入してください。
 印字している内容に変更がある場合は、抹消線を

〈4 事業種目〉

事業の内容を具体的に記入してください。
 (例：ミシン製造業、製材業等)
 また、法人にあっては「資本金または出資金等の金額」も記入してください。

〈3 個人番号又は

法人番号)
 番号を右詰めで記入してください。
 (個：12桁、法：13桁)

令和 6 年度 償却資産申告書

令和 6 年 1 月 15 日
 兵庫県豊岡市長 様

受付印

住所 (ふりがな) 〒668-8666
 とよかしちゅうおうまち2ばん4ごう
豊岡市中央町2番4号
 (又は納税通知書送付先) (電話 0796-23-1111)

2 氏名 (ふりがな) **とよおかせんぎょうかぶしがいいしや だいひょうとりしまりやく とよおか たろう**
とよおか産業 株式会社 代表取締役 豊岡 太郎
 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名) (屋号)

資産の種類	取得価額																
	前年前に取得したもの(イ)				前年中に減少したもの(ロ)				前年中に取得したもの(ハ)				計((イ)-(ロ)+(ハ))(ニ)				
	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	
1 構 築 物		3	825	000			3	200	000		1	000	000		1	625	000
2 機 械 及 び 装 置		24	450	000			13	540	000		12	000	000		22	910	000
3 船 舶																	
4 航 空 機																	
5 車 両 及 び 運 搬 具		5	000	000										5	000	000	
6 工 具 、 器 具 及 び 備 品		7	555	000			190	000						7	365	000	
7 合 計		40	830	000			16	930	000		13	000	000		36	900	000

資産の種類	評 価 額 (ホ)				※ 決 定 価 格 (ヘ)				※ 課 税 標 準 額 (ト)			
	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円
1 構 築 物												
2 機 械 及 び 装 置												
3 船 舶												
4 航 空 機												
5 車 両 及 び 運 搬 具												
6 工 具 、 器 具 及 び 備 品												
7 合 計												

この欄は記入する必要はありません。
 (電算により全資産申告をする場合を除く)

〈取得価格〉

(イ) 前年前に取得した資産の「取得価額の合計額」を印字しています。
 ※この額は前年度の申告書の(ニ)の額と同じです。
 (ロ) 前年中に減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。
 (ハ) 前年中に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。

〈5 事業開始年月〉
個人の場合は事業を開始した年月を、法人の場合は設立年月と決算月を記入してください。

〈8～14
短縮耐用年数の承認等〉
各項目について、いずれかに○印をつけてください。

〈15 市（区）町村における事業所等資産の所在地〉
豊岡市内における事業所等資産の所在地を記入してください。
「1. 住所」欄と同一の場合は本欄の記入は不要です。
所有区分が借家の場合、「借家」と記入してください。
2つ以上の所在地がある場合はそれぞれを記入してください。

(償却資産課税台帳)

		※所有者コード	提出用	
3 個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 9 9 9 9	8 短縮耐用年数の承認	有・無	第二十六号様式
4 事業種目 (資本金等の金額)	機械製造業 (100 百万円)	9 増加償却の届出	有・無	
5 事業開始年月	昭和 50 年 1 月	10 非課税該当資産	有・無	
6 この申告に回答する者の係及び氏名	総務課 豊岡 花子 (電話 0796-23-1111)	11 課税標準の特例	有・無	
7 税理士等の氏名	税理士 城崎 一郎 (電話 0796-32-0001)	12 特別償却又は圧縮記帳	有・無	
		13 税務会計上の償却方法	定率法・定額法	
		14 青色申告	有・無	
15 市（区）町村内における事業所等資産の所在地	(1) 中央町2番4号 (2) 竹野町竹野1585-1 (3) 但東町出合150 (借家)			
16 借用資産 (有・無)	貸主の名称等 出石リース株式会社			
17 事業所用家屋の所有区分	自己所有・借家			
18 備考(添付書類等)	※該当する場合は○を付けてください。 1. 増減なし 2. 該当資産なし 3. 廃業・解散 (年 月 日)			
中小企業等経営強化法による固定資産税の特例 令和5年10月1日に商号変更した。				
申告書の控えが必要な場合は、あらかじめコピーをご用意ください。				

〈16 借用資産〉
リース資産がある場合には、「有」に○印を付け、貸主の名称等を記入してください。

〈17 事業用家屋の所有区分〉
市内に所在する主たる事業用家屋の所有区分について、該当するものに○印を付けてください。

〈18 備考(添付書類等)〉
1～3について、該当するものがあれば○印を付けてください。
特例、廃業、事業承継、合併、清算終了、修正申告等、申告について必要な事項や添付書類の名称を記入してください。
死亡や代替わり等により事業主を変更する場合は「令和〇年〇月〇日△△(旧事業主の氏名)から事業承継」と記入し、〈2 氏名〉に印字している氏名に抹消線を引き、新しい事業主を余白に記入してください。

4. 種類別明細書（増加資産・全資産用）

<p>〈資産の種類〉</p> <p>資産の種類により、番号を記入してください。</p> <p>1：構築物 4：航空機</p> <p>2：機械及び装置 5：車両及び運搬具</p> <p>3：船舶 6：工具・器具及び備品</p>	<p>〈資産コード〉</p> <p>耐用年数の変更等があった場合には、市より送付された資産明細から転記してください。</p>	<p>〈取得年月〉</p> <p>資産を実際に取得した年月を記入してください。年号は、令和は「5」、平成は「4」、昭和は「3」となります。</p>
---	--	---

令和 6 年度

種類別明細書（増加資産 全資産用）

（ 1. 初めて申告される方は、申告すべき全資産について記入してください。
2. 前年度以前から申告されている方は、新たに取得した資産のみ記入してください。 ）

行 番 号	資 産 の 種 類	資 産 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月			取 得 価 額	耐 用 年 数
					年 号	年	月		
01	1		アスファルト舗装	1	5	5	10	1,000,000	10
02	2	0200408	フライス盤	1	4	19	8	8,000,000	10
03	2		太陽光発電システム	1	5	5	6	10,000,000	17
04	2		ボール盤	1	5	3	5	2,000,000	2
05									
06									
07									
08									
09									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
小 計				4				21,000,000	

1 構築物	4 航空機
2 機械及び装置	5 車両及び運搬具
3 船舶	6 工具器具及び備品

〈耐用年数〉
財務省の耐用年数省令による法定耐用年数を記入してください。
※「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第1、2、5、6

〈所有者名又は名称〉
所有者名を記入してください。
(償却資産申告書の「2. 氏名」と同じ)

〈枚のうち 枚目〉
種類別明細書(増加資産・全資産用)のページ数を記入してください。

〈増加事由〉
当該資産が増加した事由について、該当する番号を○で囲んでください。

第二十六号様式別表二

		所有者名又は名称		3 枚のうち				
		豊岡こうのとりのり 株式会社		2 枚目				
減価 残存 率	価 額	課税標準の特例		増加事由				摘 要
		率	コード	1 新品	2 中古	3 異動	4 その他	
0.				①	2	3	4	
0.				1	2	3	④	耐用年数 変更
0.				①	2	3	4	附則第15条 第45項
0.				1	2	③	4	異動による 受け入れ
0.				1	2	3	4	
0.				1	2	3	4	
0.				1	2	3	4	
0.				1	2	3	4	
0.				1	2	3	4	
0.				1	2	3	4	
0.				1	2	3	4	
0.				1	2	3	4	
0.				1	2	3	4	
0.				1	2	3	4	
0.				1	2	3	4	
0.				1	2	3	4	

〈摘要〉
当該資産について、次のような事項を記入してください。
①課税標準の特例がある資産について、その適用条項(例：地方税法附則第15条第45項)
②割賦販売資産等法第342条第3項の規定の適用がある資産については、その旨の表示と売主の名称等
③資産の申告漏れがあった場合は、その旨の表示
④他の市町村からの移動等による受け入れがあった場合は、移動の年月等
⑤耐用年数の変更があった場合は、その旨の表示
⑥短縮耐用年数を適用している資産については、その旨の表示
⑦増加償却を行っている資産についてはその旨の表示
⑧その他当該資産の価格の決定にあたって必要な事項

〈取得価額〉
当該償却資産の取得価額を記入してください。
(イ) 取得価額は、購入した償却資産について購入した代価とそれに要した費用(引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費、その他の付帯費)の合計額です。自己の建設・制作または製造による償却資産については、それに要した原材料費、労務費、経費、その他の付帯費の合計額です。
(ロ) 法人税法及び所得税法の規定による圧縮記帳については、償却資産の評価上認められていませんので当該圧縮額を含めた実際の取得価額を記入してください。
(ハ) 改良費の支出は、新たな償却資産の取得とみなされていますので、その時期の異なるごとに本体部と区別して記入してください。

5. 種類別明細書（減少資産用）

<p>〈抹消コード〉 市より送付された資産明細から転記してください。</p>	<p>〈取得年月〉 資産を実際に取得した年月を記入してください。年号は、令和は「5」、平成は「4」、昭和は「3」となります。</p>	<p>〈取得価額〉 減少した資産の取得価額を記入してください。なお、資産の一部が減少した場合は、当該資産の減少した部分に相当する取得価額を記入してください。</p>
--	--	--

令和 6 年度

種類別明細書（減少資産用）

所有者コード									
行 番 号	資 産 の 種 類	抹消コード (修正)	資 産 の 名 称 等	数 量	取得年月			取 得 価 額	耐 用 年 数
					3 年 号	4 年 月	5 年 月		
01	1	0200209	駐車場アスファルト舗装	1	4	1	7	2,750,000	10
02	2	0200310	フライスパン	1	3	60	4	8,540,000	12
03	2	0100108	ボールパン	1	3	61	10	5,000,000	12
04	6	0500103	測定工具	1	4	4	9	190,000	5
05	1	0200210	トイレ改修工事	1	4	10	4	450,000	15
06									
07									
08									
09									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
小 計								16,930,000	

〈申告年度〉

当該資産について、最初に申告した年度を記入してください。

〈所有者名又は名称〉

所有者名を記入してください。
(償却資産申告書の「2. 氏名」と同じ)

〈 枚のうち 枚目〉

種類別明細書（減少資産用）のページ数を記入してください。

第二
六号様式別表二

所有者名又は名称		3	枚のうち
豊岡こうのとり 株式会社		3	枚目

減少の事由及び区分

摘要

申告年度	減少の事由及び区分				摘要		
	1 3	2 4	1 2	2 4	1 2	2	
2	1	2	3	4	1	2	除却
62	1	2	3	4	1	2	除却
1	1	2	3	4	1	2	養父工場へ移転
5	1	2	3	4	1	2	除却
11	1	2	3	4	1	2	事業所用家屋自己所有のため申告対象外
	1	2	3	4	1	2	
	1	2	3	4	1	2	
	1	2	3	4	1	2	
	1	2	3	4	1	2	
	1	2	3	4	1	2	
	1	2	3	4	1	2	
	1	2	3	4	1	2	
	1	2	3	4	1	2	
	1	2	3	4	1	2	
	1	2	3	4	1	2	
	1	2	3	4	1	2	
	1	2	3	4	1	2	
	1	2	3	4	1	2	
	1	2	3	4	1	2	
	1	2	3	4	1	2	
	1	2	3	4	1	2	
	1	2	3	4	1	2	
	1	2	3	4	1	2	
	1	2	3	4	1	2	
	1	2	3	4	1	2	
	1	2	3	4	1	2	
	1	2	3	4	1	2	
	1	2	3	4	1	2	
	1	2	3	4	1	2	

〈減少の事由及び区分〉
当該償却資産が減少した事由とその区分について該当する番号を○で囲んでください。

〈摘要〉
当該資産が減少した事由について、次の事項を記入してください。
1：売却・・・その売却先の名称等
2：滅失・・・その滅失の理由等
3：移動・・・その受入先の所在地等
4：その他・・・その減少の事由等

除却の申告を漏らしていた場合
⇒その資産を除却した年月

申告すべきでない資産が明細にある場合
⇒その旨（「対象外」等）

III 評価と課税について

1. 償却資産の評価と税額

固定資産評価基準に基づき、取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮して評価します。

$$\diamond \text{前年中に取得した償却資産} \quad \boxed{\text{評価額} = \text{取得価額} \times (1 - \text{減価率} / 2)}$$

$$\diamond \text{前年前に取得した償却資産} \quad \boxed{\text{評価額} = \text{前年度評価額} \times (1 - \text{減価率})}$$

(注) 算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価格の5%の額が評価額となります。

※取得価額：原則として国税の取扱いと同様です。

※減価率：固定資産評価基準別表15「耐用年数に応ずる減価率表」に規定されています。

〈減価残存率表〉

耐用年数	減価率 (r)	減価残存率		耐用年数	減価率 (r)	減価残存率		耐用年数	減価率 (r)	減価残存率	
		前年中 取得 (1-r/2)	前年前 取得 (1-r)			前年中 取得 (1-r/2)	前年前 取得 (1-r)			前年中 取得 (1-r/2)	前年前 取得 (1-r)
				11	0.189	0.905	0.811	21	0.104	0.948	0.896
2	0.684	0.658	0.316	12	0.175	0.912	0.825	22	0.099	0.950	0.901
3	0.536	0.732	0.464	13	0.162	0.919	0.838	23	0.095	0.952	0.905
4	0.438	0.781	0.562	14	0.152	0.924	0.848	24	0.092	0.954	0.908
5	0.369	0.815	0.631	15	0.142	0.929	0.858	25	0.088	0.956	0.912
6	0.319	0.840	0.681	16	0.134	0.933	0.866	26	0.085	0.957	0.915
7	0.280	0.860	0.720	17	0.127	0.936	0.873	27	0.082	0.959	0.918
8	0.250	0.875	0.750	18	0.120	0.940	0.880	28	0.079	0.960	0.921
9	0.226	0.887	0.774	19	0.114	0.943	0.886	29	0.076	0.962	0.924
10	0.206	0.897	0.794	20	0.109	0.945	0.891	30	0.074	0.963	0.926

資産一品ごとに算定した評価額の合計を「課税標準額」として、次の算式により固定資産税額を計算します。

$$\boxed{\text{固定資産税額} = \text{課税標準額} \times \text{税率} (1.5\%)}$$

2. 免税点

課税標準額が150万円（免税点）未満である場合は、固定資産税（償却資産）は課税されません。ただし、申告は必要です。

3. 固定資産税の納付

固定資産税は年4回（4月・7月・12月・2月）に分けて納付していただきます。納税通知書に同封する納付書により、各納期限までに納付してください。口座振替もご利用いただけます。

IV 申告についての Q&A

Q1. どうして申告をしなければならないのですか？

A1. 地方税法第 383 条の定めによって、償却資産をお持ちの方は、毎年 1 月 1 日現在における資産の所有状況を、1 月 31 日までに資産の所在する市町村へ申告しなければなりません。

Q2. 資産が少ない場合でも申告しなければなりませんか？

A2. 償却資産の所有者であれば、資産の多少にかかわらず申告してください。

Q3. 法人税の申告において耐用年数を経過し、減価償却済みとなった資産も申告が必要ですか？

A3. はい、必要です。法人税法又は所得税法において減価償却済みの資産であっても、事業のために使用している限り、固定資産税（償却資産）の課税対象となります。

※評価額の最低限度は取得価額の 5% です。

Q4. 昨年 7 月に飲食店を開業しました。どのようなものを申告したらよいですか？

A4. 飲食店の場合、厨房機器、冷蔵庫、テーブル・椅子、エアコン、看板などが対象になります。また、自己所有の建物ではなく貸店舗のテナントとして開業した場合は、店舗用に施工した内装工事や電気配線、空調工事、給排水設備も償却資産として申告の対象となります。

Q5. 昨年 8 月に廃業しました。事業をやめたときも申告が必要ですか？

A5. はい、必要です。廃業もしくは譲渡等により所有する資産がなくなった場合には、その旨を明記して申告書を提出してください。なお、8 月に廃業した場合でも、当該年度の 3 期及び 4 期の償却資産にかかる固定資産税を納付していただく必要があります。

Q6. 会社の福利厚生施設の設備・備品等も償却資産の対象となるのですか？

A6. 福利厚生施設についても、間接的に事業の用に供するものと認められますので、償却資産の対象となります。

Q7. 使用する技術が変わり、使っていない機械があります。解体に費用がかかるためそのまま置いてあるだけで、使用する予定はないのですが、申告する必要はありますか？

A7. 申告の必要はありません。旧式化により使用されなくなり、将来他に転用する見込みもないまま解体・除却されずに原形をとどめていて、税務会計上「有姿除却」しているのであれば、償却資産に含めません。

Q8. 評価額や課税標準額が分かりません。申告書に記入しなければなりませんか？

A8. 電算処理方式により申告される場合は記入してください。一般処理方式により申告される場合は、前年中に増加または減少した資産を申告いただき、評価額等の計算は豊岡市で行います。詳しくは豊岡市ホームページをご覧ください。(https://www.city.toyooka.lg.jp)

V 申告書の提出及び問合せ

1. 提出先

申告書は、豊岡市役所本庁又は各振興局へ提出してください。

窓口	郵便番号	所在地	電話番号
豊岡市役所（本庁） 市民部 税務課 資産税係	668-8666	豊岡市中央町2-4	TEL：0796-21-9046（直通） FAX：0796-23-1441
城崎振興局 市民福祉課 市民福祉係	669-6195	豊岡市城崎町桃島1057-1	TEL：0796-32-0001（代表） FAX：0796-32-0007
竹野振興局 市民福祉課 市民福祉係	669-6292	豊岡市竹野町竹野1585-1	TEL：0796-47-1111（代表） FAX：0796-47-1850
日高振興局 市民福祉課 市民福祉係	669-5391	豊岡市日高町祢布920	TEL：0796-42-1111（代表） FAX：0796-42-1120
出石振興局 市民福祉課 市民福祉係	668-0292	豊岡市出石町内町1	TEL：0796-52-3111（代表） FAX：0796-52-3610
但東振興局 市民福祉課 市民福祉係	668-0393	豊岡市但東町出合150	TEL：0796-54-1000（代表） FAX：0796-54-1005

2. 問合せ先

償却資産の内容の確認、質問や申告用紙の請求などは、下記までお問合せください。

豊岡市役所 市民部 税務課 資産税係 償却資産担当

8時30分～17時15分

土・日・祝、年末年始（12/29～1/3）は除く

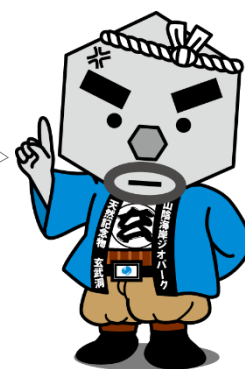


〒668-8666

兵庫県豊岡市中央町2番4号

豊岡市役所 税務課 資産税係
〈償却資産担当〉 行

申告書を郵送してくれん
さる場合に、切り取って
「宛名ラベル」として利用
してくんねえ。



豊岡市マスコット 玄さん